

# 記入例

## 土地改良財産他目的使用契約書

管理者笠岡市（以下「笠岡市」という。）と使用者とは、笠岡市が管理する土地改良財産（以下「財産」という。）を岡山県土地改良財産の管理及び処分に関する条例（昭和47年岡山県条例第25号）第4条の規定により、使用者が使用することについて、次のとおり契約を締結する。

記

第1条 笠岡市は笠岡市が管理する財産をその本来の用途又は目的を妨げない限度において、使用者に使用させるものとする。

第2条 笠岡市が使用者に使用させる財産は、次のものとする。

種目	種類	所在	構造及び規模	数量	使用に係る財産の範囲
笠岡地区 農道離着 陸場		笠岡市 カプト西町 カプト中央町	滑走路 800×25m 離着陸帯 920×60m 誘導路 37.5×9m エプロン 50×40m	一式	付帯構造物を含む ただし幹線4号以北を除く

第3条 笠岡市は、前条の財産を、次の用途又は目的及び方法により使用者に使用させるものとする。

用途又は目的	使用の方法
使用許可申請書の内容と統一させて ご記入下さい。	具体的な使用内容をご記入下さい。 例) 滑走路を使用し〇〇する。など・・・

2 使用者は、前条の財産を前項に定める以外の用途又は目的及び方法により使用してはならない。

第4条 使用日時は次のとおりとする。

〇〇年 〇〇月 〇〇日 ( )	午前・午後	終日
-----------------	-------	----

第5条 使用者は、第4条第1項に規定する使用の方法を変更しようとするときは、笠岡市と協議し、その内容を申請書に添付して提出しなければならない。

第6条 使用者は、この契約により生じた権利を譲渡してはならない。また、この契約を履行するに当たっては、注意をもって財産の維持保全を行わなければならない。

第7条 使用者は、この契約の締結後、第8条の規定に違反する行為を行ってはならない。

第8条 この契約書の締結後、第9条の規定に違反する行為を行ってはならない。

第9条 使用者は、第4条に規定に使用する必要がなくなったと

第10条 笠岡市は、使用者がこより生ずる損害の賠償を使用者

第11条 使用者は、他面的使用損害賠償を行うものとする。

第12条 笠岡市は、使用期間中の必要があるときは、この契約

第13条 この契約について疑義笠岡市と使用者とが協議して定

この契約の締結を証するため、笠岡市と使用者とが協議して定

〇〇年 〇〇月 〇〇日

岡山県笠岡市中央町1番地の1

笠岡市

笠岡市長

印

使用者 所在地 笠岡市中央町1-1

団体名 産業部農政水産課

代表者 笠岡 太郎

笠岡

許可日の日付を入れます！  
空欄にしておいて下さい。

※角印のみの押印は許可出来ませんので

丸印もしくは代表者の印鑑にて押印をお願いします。